

報道関係者 各位

令和7年5月22日 07-09

【照会先】

総務部労働保険徴収室

室長 大日方真一（内線 2201）

室長補佐 斎藤 毅（内線 2202）

TEL : 026-223-0552

令和7年度労働保険の年度更新期間について

令和7年度労働保険の年度更新期間は 6月2日（月）～7月10日（木） です。

事業主や労働者の方にご負担いただいている労働保険料は、労災保険制度及び雇用保険制度の保険給付や各種助成金の財源であり、毎年6月1日から7月10日の間に保険料の申告・納付（年度更新）をお願いしております。【別添1】

※年度更新の申告書は、長野労働局や管轄の労働基準監督署への郵送、または「[電子申請](#)」でも受け付けており、直接窓口へ出向くことなく申告することができます。

長野労働局では、簡単・便利、24時間いつでも申請や届出ができる電子申請をご利用いただくため、「電子申請体験コーナー」を開設するなど事業主の皆様のサポートを行います。

※電子申請は6月1日（日）から可能ですが、受付は6月2日（月）となります。

※申告・納付の手続きがお済みでない場合は、長野労働局又は各労働基準監督署までご相談ください。

【労働保険年度更新】



【電子申請体験コーナー】

電子申請なら“いつでも・どこでも、簡単・スピーディー”に申請可能です。
職員が丁寧に説明しながら実際に端末を操作していただき「電子申請」を体験できるので、今年の年度更新は「電子申請」とお考えの方はこの機会に是非ご体験ください。
《設置期間》令和7年6月2日（月）～令和7年7月10日（木）午前9時～午後4時30分
《設置場所》長野労働局総務部労働保険徴収室
長野市中御所1-22-1 長野労働局庁舎 2階
《お持ちいただくもの》労働保険年度更新申告書・確定保険料算定基礎賃金集計表

【口座振替による納付のメリット】

- ☆保険料納付のために毎回金融機関へ行く手間や時間を解消
- ☆納付の“忘れ”や“遅れ”がなくなり手数料も無料
- ☆納期限（保険料の引き落とし）に最大約2か月のゆとり



労働保険電子申請
イメージキャラクター：
ペパレス執事

【～労働保険の適用・徴収～】

○労働保険とは

✓労働保険とは労災保険と雇用保険を総称した言葉であり、保険給付は両保険制度で別個に行われていますが、保険料の徴収については、両保険は「労働保険」として一体のものとして取り扱っています。

✓労災保険、雇用保険とも労働者の大切なセーフティネットであり、労働保険料は、保険給付等を行うために必要な財源となっています。

✓事業主は、労働者を一人でも雇っていれば労働保険に加入して、労働保険料を納付する必要があります。

※法人の役員、同居の親族等は、原則として対象となりません。

【労災保険制度】

業務上の事由または通勤による労働者の傷病等に対して必要な保険給付等を行い、あわせて被災労働者の社会復帰の促進等の事業を行う制度です。

【雇用保険制度】

労働者の生活及び雇用の安定と就職の促進のために、失業された方や教育訓練を受けられる方等に対して、失業等給付を支給します。また、失業の予防、雇用状態の是正及び雇用機会の増大、労働者の能力の開発及び向上その他労働者の福祉の増進等をはかるための二事業を行っています。

○年度更新とは

✓労働保険の保険料は、毎年4月1日から3月31日までの1年間（保険年度）を単位として計算します。

✓事業主は、保険年度ごとに概算で保険料を納付していただき、保険年度末に賃金総額が確定した後に精算していただくという方法をとっています。

✓この方法に則って、労働者を雇用する事業主が、現年度の概算保険料を納付するための申告・納付と前年度の保険料を精算するための確定保険料の申告・納付の手続を「年度更新」といい、毎年6月1日から7月10日の間に保険料の申告・納付していただきます。

※概算保険料の額が40万円以上の場合は、3回に分けて分割納付することができます。

法定納期限から保険料の引き落とし日までに最大約2カ月ゆとりができます。

口座振替の申込方法

口座振替納付をご希望される方は、

口座振替納付開始を希望する納期に応じて、以下の締切日までに、

申込用紙に必要事項をご記入いただき、口座を開設している金融機関の窓口にご提出ください。

納期	第1期	第2期	第3期	第4期
申込み締切日 (金融機関の窓口あて)	2月25日	8月14日	10月11日	1月7日

労働保険の申請は、 カンタン・便利な電子申請で!!

電子政府の総合窓口
「e-Gov (イーガブ)」
にアクセス!

これまでの書面手続に比べて、
電子申請は簡単・便利!

自宅やオフィス、社労士事務所から、
インターネットを経由して、24時間
いつでも申請や届出ができます。



いつでもどこでも手続可能!

労働局や労働基準監督署の窓口に出向く必要はありません。
窓口での待ち時間がなく、自宅やオフィスにしながら申請や届出ができます。
窓口の開設時間にとらわれず、24時間365日、いつでも手続が可能です。

簡単・スピーディに申請!

大量の申請書類への記入も、電子申請ならデータでスピーディに処理できます。
前年度の申請情報を取り込めるので、一度電子申請を行えば、次年度からは変更と
修正だけ! 入力チェック機能や計算機能があるので、記入漏れや記入ミスを防げます。

ムダな時間やコストも削減!

申請・届出用紙の入手は不要! 申請内容によっては複数の手続をまとめて申請できるので、書類申請のための移動費・手数料・人件費などのコストを削減できます。
マイナンバーカードを使うと、電子証明書の取得費用はかかりません。
(ICカードリーダライタは別途必要です。)

主な省庁の手続数

多くの申請がe-Govで利用可能。これからも拡大していきます。

2,962

厚生労働省

(厚生労働省には、中央労働委員会を含んでいます。)

771

国土交通省

141

経済産業省

(経済産業省には、資源エネルギー庁、特許庁及び中小企業庁を含んでいます。)

104

総務省

※2025年3月31日現在のe-Gov電子申請サービスで申請可能な手続の件数です。

安心して
働きたい！



令和
7年度

申告と納付はお早めに

労働保険の年度更新

(労災保険・雇用保険)

6.2月 ~ 7.10木

- 年度更新申告書は5月末頃に送付する予定です。●口座振替による納付が便利です。
- 電子申請は時間帯を問わず、いつでも申請が可能です。是非ご利用ください。

厚生労働省年度更新お知らせページ

年度更新 お知らせ

検索